

令和7年度宮城県高齢者権利擁護推進委員会会議録（要旨）

- 1 日 時 令和8年2月9日（月）午後3時から午後4時20分まで
- 2 場 所 県行政庁舎9階 第一会議室
- 3 出席委員 別紙「出席者名簿」のとおり
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 0名
- 6 会議録

（1）開会【事務局】

ただ今から、令和7年度宮城県高齢者権利擁護推進委員会を開催いたします。議事に入る前に定足数について御報告いたします。高齢者権利擁護推進委員会条例第4条第2項の規定により、定足数は委員の半数以上となっております。本日は8名の御出席をいただいておりますことから、本委員会は有効に成立していることを御報告いたします。

本日御出席の皆様につきましては、名簿の配布をもって紹介に代えさせていただきますが、仙台法務局の佐藤朋博様は本日欠席ですが、新たに委員に御就任いただきましたので、ここで御報告させていただきます。

また、この会議は県情報公開条例第9条の規定により原則として公開となり、会議録は公表されることとなりますので御了承願います。

宮城県保健福祉部長寿社会政策課長より挨拶申し上げます。

（2）あいさつ【酒井長寿社会政策課長】

長寿社会政策課長の酒井と申します。皆様には足元悪い中、また、貴重なお時間を割いていただきましたことに厚く御礼を申し上げます。本日の会議では、今年度を実施した高齢者虐待に関する調査結果や権利擁護に関する県の取組みについて御報告させていただくとともに、来年度の事業計画について御意見をいただければと考えております。

高齢者がいかなる時も権利侵害を受けることなく、意思と尊厳が守られ、誰もが地域で自分らしい生活を送れるよう取組みを進めてまいりたいと考えておりますので、本日は忌憚のない御意見を賜りますようお願いいたします。よろしく願いいたします。

（3）議事【事務局】

議事に入ります。高齢者権利擁護推進委員会条例第4条第1項の規定により、佐々木委員長を議長として会議を進めてまいりたいと思います。佐々木委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

【佐々木委員長】

円滑な議事進行に努めたいと思いますので、皆様どうぞよろしくお願いいたします。それでは早速議事に入りたいと思います。次第の2番の（1）から（4）につきまして、関連する内容ですので一括して事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

【事務局】

（資料1に基づき説明）

【佐々木委員長】

ありがとうございます。それでは事務局からの説明に関連しまして、委員の皆様から御意見または御質問がありましたら挙手の上でお願いしたいと思います。

【長澤委員】

表 1-3 の通報の関係で、警察関係が 581 人と多いですが、これは近隣の方などからの通報、あるいは施設から直接の通報でしょうか。

【事務局】

近隣住民などから警察にまず通報があり、警察が臨場した結果、高齢者虐待ではないかということで市町村に相談や通報があった事例になります。

【鈴木委員】

看護職の虐待が 1 例あったという報告ですが、具体的にどのような内容だったのか説明をお願いしたいと思います。今後の研修も検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局】

養介護施設従事者等による高齢者虐待の職種のうち 1 名が看護職ですが、具体的事例をどこまで把握しているかも含めて、この場では分からないところですので、確認して情報提供させていただければと思います。

【吉川委員】

資料 1 の 3 高齢者権利擁護に関する取組実績等の (1) 各種研修会について、これらは、いわゆる高齢者権利擁護等推進事業を活用されての事業でしょうか、宮城県独自の事業でしょうか。

【事務局】

正式な国事業の名前までは確認しないと分からないんですけども、宮城県独自の事業ではなく、国庫補助を活用した事業となっております。

【吉川委員】

重ねてご質問させていただければと思いますけれども、このうちいくつかの研修については、国補助事業で標準的な研修カリキュラムが提示されているかと思えますけど、日程上それよりも、若干簡略化された形なのかとお見受けしました。そのあたりは県としての取り回しはどのようにされたのかを教えてくださいませんか。

【事務局】

研修会の日程であるとか内容につきましては、毎年、委託している専門の団体と相談をして、どういった内容がいいのかであるとか、その時々トピックなんかも含めて、お伝えできるような内容を決めているような状況でございます。

【長澤委員】

表 1-3 の虐待者の続柄について、息子、夫が非常に多くなっていますが、認知症の人と家族の会、認知症カフェを開いて、相談や認知症に対する手啓発活動を行っていますけれども、なかなか男性が集まらない形になっています。まして定年が 65 歳になって働いており、なかなか参加しにくいんですけども、そのあたりで何かいい方法とかアイデアがありましたら教えてくださいなんですが、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

【佐々木委員長】

他の委員の方々からということで、御意見いただける方いらっしゃいますでしょうか。

【長澤委員】

私も 13 年間母親を介護してきて認知症に携わりましたが、なかなか男性だと、そういった会に集まりにくいとか、行きづらいということもあるかと思えますけれども、何かいい

方法があれば、家族の会や認知症カフェなど、そういったところで検討していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

【事務局】

市町村でやってる介護予防の集会や活動に、地域の男性がなかなか出てきていただけないというのはその通りで、こうすればいっぱい来たよというのは、今のところあまり聞いたことはないです。

ただおっしゃる通りで、すごく大きな課題だと思っています。工夫しながら、私どもも探している状況で、個人的に最近思うのは、あまり肩肘張った研修会とか、会合の御案内をしてもなかなか来ていただけないので、もっとラフな趣味の集まりとかであれば男性も結構来る場合があるんじゃないかなと思っています、行政側の案内するイベントが、もう少し柔軟なメニューも増えていけば少しは増えるんじゃないかという感想を持っています。

【長澤委員】

宮城県でも、認知症の親善大使の方が入って、バルという形でアルコールを飲みながらという会合も去年の暮れにされているみたいですので、いろいろ方法を考えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員】

4 成年後見制度利用促進基本計画の表 4-1 の中核機関の設置に関して、令和 6 年度までの設置の努力義務だったかと思いますが、時期的なこともあり設置が進んだところですが、まだ 10 市町で検討中、未定のところがあるようです。これは、計画をしているけれどまだ手がついていないというものなのか、やるやらないがはっきりしていないのかというところについて、情報があればと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

数字は持ち合わせていないんですけども、作りたいという意思はあるものの、なかなか検討が進んでいないところが多いような状況です。

【小幡委員】

令和 6 年度の虐待相談通報件数は 1,175 件、虐待の事実ありと判断された件数は 513 件で、虐待の事実ありなしの判断は、市町村等が調査した結果というのが御説明でした。

市町村等で虐待の事実がない、もしくは虐待の判断に至らなかったと考えられているのがこの差になると思いますが、それらについて、その判断が妥当だったのか、本来虐待の案件として対応すべきところを虐待の事実がないとか、判断に至らないということで、対応から漏れたというようなことがなかったのかどうか、そのあたりの調査というか検証がされているのかどうかをお聞きしたいと思います。

【事務局】

養護者による高齢者虐待は市町村で判断をするということになっていまして、それを 1 件 1 件検証する仕組みは今のところないということだと思いますが、継続して訴えが出てくる案件であれば、当然再度調査していることはありうると思います。

施設については、県で指導監督権限があるという部分がございますので、昨年度もこの

委員会で御意見等を頂戴しまして、虐待の認定がしきれなかった場合でも、要注意施設として、実地指導の頻度を高めるだとか、そういった取り組みをするよう改善をしています。

事実確認をして虐待じゃなかったというものもありますけれども、疑わしいけれども決め手がないものも含まれている、あとは調査のやり方上、年度をまたぐと認定がまだということで未確認扱いになっている、そういう3つのものが混ざってるようでございます。

全く大丈夫だというものの以外については、虐待の確認ですと監査という形で入るんですが、その一歩手前の通常やってる実地指導のような形で監視を継続するというやり方でフォローしたいと思っております。

【小幡委員】

ここからは意見になりますが、市町村などの調査によって虐待の事実がなかった、もしくは判断に至らなかったケースについて、検証ができないという実情ですと、市町村によって判断にばらつきが出たり、市町村の虐待対応のレベルがアップしないのかなと考えております。

ですので、虐待がなかった、もしくは判断に至らなかったものについても、一定の報告をいただいて、ある程度どこかで確認や検証をすることができないでしょうか。

虐待の対応についても、分離をした、しなかったですとか、見守りですとか、そういう対応が、その時考えられるベストのものだったのかということも、どこかで調査検証して市町村にフィードバックするような体制ができないのかなと考えております。

【佐々木委員長】

今の件についても引き続き県で検討いただければと思いますのでよろしく申し上げます。その他御質問や御意見等はございますか。

【佐藤委員】

小幡先生の話の関連で、市町村の対応に関する評価、レベルを上げていくような取り組みについて、県内の市町村の中で、対応に対する評価、検証をやっている自治体も、少ないですけれどもあります。本来、国のマニュアルであれば、そのように対応をするということになっているものではあるんですけども、なかなかそこまでやりきれていない自治体も多いという印象の中で、第三者が入って、判断がどうだったのか、対応や終結の判断がどうなのかということろまで、しっかりやっているところもあります。

そういった会議に参加をさせていただくと、しっかり判断されているんだなとか、その中でも悩まれて、その時にはエールであったり、社会福祉士会、虐待協に御相談いただくなど色々なルートを身につける、対応方法を色々と経験している自治体もありましたので、そういった取り組みを、例えば県でプッシュしていただくとかそういったこともありなのかなと思いい意見としてお伝えをさせていただきたいと思えます。

【佐々木委員長】

その他に御意見や御質問等ありますか。

【吉川委員】

今佐藤委員がおっしゃっていただいた点に関して1点、別にもう1点ございます。

最初の点について、私、役どころとして参考資料2の作成に関わっていて、この観点か

ら申し上げますと、今年度取りまとめられた調査から、市町村あるいは都道府県の虐待防止施策について、全体を、いわゆる PDCA サイクルでどの程度回せているかという評価を、主観的なものですが、もしていただく項目が追加されているかと思えます。全体としてはあまり市町村の自己評価は高くはないという結果ですが、今おっしゃっていただいた御提案は、特に市町村の自己評価があまり芳しくないようなところを中心に目を向けていただけるといいんじゃないかと追加での御提案でございます。

もう1点は、資料1の表1-3で、養護者による高齢者虐待の相談通報者の中で、警察が人数としては581人で、割合としても結構な割合になっているかと思えます。5割弱ぐらいですかね。この比率は恐らく全国の数字からするとかなり高い方だと思います。全国の数字は細かく覚えておりませんが、通報者に占める割合で35%ほどであったかと思えます。

一方で介護支援専門員が占める割合は全国だと25%ほどであったかと思えますので、宮城県のバランスはかなり警察の方に傾いている状況があると思えます。

警察の割合が高いと、情報の確度が下がるという傾向がありまして、市町村でも、実際には虐待対応じゃないような情報も入ってきて、対応が煩雑になるというような状況があり、昨年11月の段階で、令和4年度に出されていた通達を書き加える形で、警察で、市町村とのやり取りの中で調整を図っていただくような文書も出ているかと思えます。

こうした状況を踏まえ、警察に通報を依存している割合が高いので、市町村がお困りになっていたり、調整が必要なケースが、本県の場合は結構あるんじゃないかと推察いたしますけれども、県としてどのようにお考えになられているのかお伺いできればと思います。

警察庁からの通達は警察庁から各県警宛てということになっているので、実際の対応は市町村ということになるかと思えますが、大きなところでは県が関与せざるを得ないところがあるのかなと思えますので、そのあたりをお聞かせいただければと思います。

【事務局】

現時点で、市町村から、例えば警察からの相談通報が非常に多くて困っているという直接的な相談はいただいている状況ですけれども、通報の件数が多くなればそれだけマンパワーも割かれますので、県で、警察と直接の協議が可能なのかも含めて確認し、どういったことができるかの検討したいと思います。

【吉川委員】

昨年11月の通達の改正というのは、国が主導で変えたわけではなく、いわゆる地方分権の意見の中で、市町村や都道府県の側から、煩雑だというような御意見があり、それを踏まえての変更と聞き及んでおりますので、このバランスからすると、本県は、その心配は多分にあるかなと思ひ質問させていただきました。

【佐々木委員長】

今の警察の件ですけれども、問題点としては警察が本来虐待事案として取り扱うべきではないものを通報してしまっているという問題意識なのか。

【吉川委員】

令和4年度に厚労省と警察庁で協議して出された通達は、まさに今おっしゃったように明らかじゃない微妙なやつも、ちょっとでも可能性があれば全部市町村に通報で回してくださいという通達でした。そうすると情報確度の低いものも、かなり市町村、特に地活包

括などに回ってきて、入口で峻別が大変だというのが、地方の意見として上がってきていて、国でやっている調査の中でも、図の1の右側の方ですかね、通報件数に対して、虐待判断件数の差が開いてるというのも、おそらく令和4年度以降顕著になっています。そのおかげで警察からの通報は件数としてぐっと増えたんですが、それほど情報の確度としては高まっていないので、判断件数として横ばいという現状があるところで、11月の通達では警察で慎重な交通整理を少し促すものと承知しています。

【佐々木委員長】

ありがとうございます。これは一弁護士の感性的な話ですが、虐待防止法の通報のところでは恐れがあった時に通報するという要件になっていて、その恐れのかえ方の幅の問題なのかなと受け止めています。なかなか難しいなと思って先生の話の伺っていました。

確かに、結果的に虐待には全く当たらないような通報がいっぱい来てしまうと、現場がすごく大変になってしまうという問題意識はその通りかなと思う反面、恐れという要件との兼ね合いで、できるだけ網を広げるという趣旨で、結果的にそうじゃなかったとしても、そういった兆候、恐れがあれば、疑いがあれば通報するんだという問題意識だと、結果的に判断件数が少なかったとしても、法律の理念に合ってるところがあって、今、何か私が解決策を持ってるわけでは全くないんですけど、考え方というか、見方の違いというのは非常に難しいなと感想を抱きました。

【吉川委員】

そこは私も同意見で、通達の中では例えばDV防止法とか他の法律で対応するのが明らかな場合であればそこに繋いで、前の通達が、恐れがあるよりもっと手前の、可能性があるのを全部という感じだったので、可能性があると恐れがある、の間の部分は、市町村と情報共有をしてください、そっちに振り分けてくださいという通達です。全体として関与をしない事例が出るような通達ではありませんが、交通整理のあり方と感じております。

ただ一方で、これによって市町村側が警察とのやりとりで混乱しているという話を聞いているので、その調整については、市町村だけでは悩みきれないところもあるのかなという背景を踏まえての質問でした。

【佐々木委員長】

先生の意見を踏まえた感想ですが、今の話を聞くだけでも、直近の通達1つで考え方が変わって、現場の見え方も変わってくるということが、多分毎年出てくるんだと思いますので、県でそういったところのアップデートは常にさせていただきつつ、市町村との意見交換を高い頻度で行っていただければと思います。

【佐々木委員長】

その他に御質問や御意見等がありますでしょうか。

【高橋委員】

いくつかお話あった中での御質問ですが、通報件数が増えているのは、市民や専門職も、こういう時は通報した方がいいんだな、しないとダメなんだなという意識がどんどん芽生え、そういったことが分かってきたので通報に至り、その結果、先ほど小幡先生のおっしゃったとおり、きちんとした根拠を持って判断したのであれば、すごくいいことなんだろう

うなと思っていました。

もし把握していればお伺いしたかったのですが、権利擁護や成年後見制度の推進をしていて、どれくらいの数の申立てがあるのか。さらには表4-1の下に身寄りのない高齢者の増加があり、なかなか取り組めないという課題が出ている中で、身寄りがない方がいて、そういった虐待等々やその他の相談があったとき、判断したり契約することが難しい方で身内がいらっしゃらない方、本当に増えているんだろうと思います。市町村長申立ての件数、虐待通報や虐待の判断による分離、市町村長申立ての件数を把握されていたり、そういった取組があったのかと改めての確認と感想でした。

これは大変な時間を要するというのはとても分かりますが、ケアマネ協会でも、本人情報シートと、本人の判断能力を含めて、本人はこういう生活をしててこうなんだというところを分かっているのはケアマネジャーなので、そこは御相談いただいた時にしっかり対応できるように、勉強会もしているところです。

【事務局】

市町村長申し立ての件数ですが、把握してるんですけども、正確な数字を確認して、後ほど情報提供させていただければと思います。併せて、養護者による虐待への対応として、市町村長申し立てが行われているかどうかについても、件数を把握してるかも含めて、後ほど情報提供させていただければと思います。

【佐々木委員長】

その他に御質問や御意見等はございますか。

【長澤委員】

男性の介護者の虐待が多いという話ですが、会合に来た男性の介護者で、近所の方に虐待じゃないかと通報され、警察が来て車を調べたら、たまたまキャンプ用のナイフがあり、しばらくの間拘留されたという話がありました。警察でも認知症やその家族の介護に対する考え方とか、そういったものを是非知っていただきたいと思いました。

【佐々木委員長】

資料1の3 高齢者権利擁護に関する取組実績等の(4)、介護保険法等に基づく介護施設・事業所の指導で、令和7年度に指導を行ったということだと思いますけれども、頻度としてはあまり多くない事案なのかなと思ってしています。差し支えない範囲で、こういった事案でこういった指導をなされたのかを御紹介いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

こちらは虐待に特化した取り組みではありませんが、集団指導というのは毎年、制度改正の内容や施設の方に遵守していただきたいルールについて御説明するような機会になります。各保健福祉事務所が管内の事業者にも、サービス種別ごとに内容を設定して御説明する会になりますが、その中で高齢者虐待防止の取り組みが義務化されたことについても説明をさせていただいたところです。

運営指導については、先ほどのお話にありましたような、明らかな虐待とは判断されない場合であっても、頻度を高めて行うというのはどちらかというとレアケースでして、基本的には指定を受けた期間内に1回、6年に1回くらいの頻度で実施するものです。これ

も高齢者虐待だけではなく、介護サービスの質や運営体制など、色々と確認する中でそういった取り組みについてもきちんと体制が取られているかどうかを確認しています。

施設系は3年に1回、それ以外のサービスですと6年に1回の頻度で実施しています。何か疑わしいような状況がある事業所については、そのサイクルを早めて、把握した年に入ってしまうとか、そこで間に合わなければ翌年度の早い段階で実施するとか、そういった対応を取らせていただいております。

【佐々木委員長】

ありがとうございます。もう1つ発言させていただきたいことがあります。

養介護施設従事者等による虐待の通報について1年前に発言したことがあります。固有名詞は避けましたけれども、当時県内で、とある施設で虐待が疑われる事案があり、保健福祉事務所に関係者が通報に行ったんだけど、ある程度証拠が固まらないと通報受理できないという対応をされてしまい、そこから先の手続きが進まなかった事案を、1年前にこの場で御紹介させていただきました。

個別事案で、色々な事情があったと思うのでそこを掘り下げたいという趣旨ではありませんが、虐待防止法の考え方からすると、証拠が固まらないので受理できないと言われてしまうと、それ以上何も手続きは進まないの、証拠があるのかないのかというのはまさにその調査の先の話で、そういった対応が仮にあるとすれば、避けるようにというコメント差し上げたところです。

そういったところについて県で、注意喚起と言いますか、周知的なことをやっていただいたかどうかについて、差し支えない範囲で結構ですのでコメントいただければと思います。

【事務局】

昨年度ご指摘ありまして、その後確認をしております。虐待の事実確認を行うのに、通常監査という形で入りますが、監査に入れないなら、運営指導という形で入りなさいというやり方を取るようにしております。

今年度も、実際に数件、虐待の相談があり、保健福祉事務所と市町村と一緒に虐待の事実確認に行ったという事例も出てきております。昨年度言われたような事例は、御指摘の通り、調査が必要なものが調査されないということでは、虐待防止になりませんので、今後も徹底して改善していきたいと思っております。

【佐々木委員長】

ありがとうございました。それでは他の委員の皆様から御質問や御意見とかよろしいでしょうか。次の議題に移りたいと思います。令和8年度の県の取り組みについて、事務局の方から御説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【事務局】

(資料2に基づき説明)

【佐々木委員長】

ありがとうございました。続きまして、御意見や御質問などがございましたら、いかがでしょうか。

【吉川委員】

昨年度の御報告をいただいた時に言いかけたんですけれども、研修のところは若干気になっています。手元で権利擁護等推進事業の標準研修カリキュラムを見ていましたが、介護職員向けは標準カリキュラムが実習期間も含めて4日、看護職員向けも半日程度を3回が、要綱上は提案されています。もちろん、なかなか参加しにくい事業者さんの状況やどう効率的に必要な事項をお伝えしていくかということとの兼ね合いもあるかと思いますが、一旦照らし合わせて見ていただきたいです。

私が知っている限りだと、近県では、岩手県は標準カリキュラムに近い形でやっていますし、福島県もちょっと簡略化はしていますけど、確か、途中取組み期間をあけて2日の日程でされていたかと思いますので、近県の情報も確認していただきながら、御検討いただけるといいかなと思います。1日を1回ありきにせず、一旦検討いただけるとありがたいという意見です。

【佐々木委員長】

ありがとうございました。受託しているエールの研修をやっており、今の先生から御指摘は、正直こちらで把握しておりませんが、来年度に県との協議もあると思いますので、必要に応じて議論させていただければと思います。

【吉川委員】

今の点の補足で、なぜ4日間のカリキュラムになっているかということ、1つは実習期間を置くということで、前半で講義を受けるだけじゃなく、演習や情報交換を行って、その上で、各施設で取組みをして、それをまた最後に共有するというのが、カリキュラム上主眼に置かれています。

この種の研修は他のところでどうしてるのかというのが皆さん気がかりになるので、それを自分たちもやりつつ成果は共有しつつというのが、標準カリキュラムの趣旨かなと思いますので、4日やってくださいというよりは、カリキュラムの趣旨を御勘案いただきたいという意見でした。

【佐々木委員長】

ありがとうございました。現状、どのように研修を運営してるのかを簡単にコメントさせていただきます。おっしゃる通り、今のカリキュラムが1日や半日で済ませてしまっているところはありますが、流れとしては、今先生がおっしゃったやり方は一応念頭には置いています。時系列でお話すると、冒頭、基本的なところを講義形式で行い、短い時間に簡単なおさらいをした後には、必ずグループワークを入れて、各々の実体験に基づいた意見交換や、ワークシートのものになりますけれども、この事案についてどう取り組むのかという現場の意見を踏まえたディスカッションを必ず入れて、最後に振り返って共有するという形は取っております。

これを複数日でできるかどうかの問題はあるかもしれませんが、こういった形でやらせていただいていることだけ、補足でコメントをさせていただきます。

【佐々木委員長】

その他に御質問や御意見等がございましたら、お願いいたします。

【長澤委員】

24年の1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行され、認知症の施策推進大綱も合わせて改正されていると思います。それを受けて認知症の人の意思決定の支援などが重要になってくると思いますが、県の取組み、あるいは地方自治体の取組みの進捗状況について教えていただきたいと思います。

【事務局】

今ご指摘いただきました、いわゆる認知症基本法を受けた県の取組みとしては、都道府県に求められている認知症施策推進計画について、来年度改定を予定しているみやぎ高齢者元気プランという包括プランの中で、認知症施策推進計画を位置づけるという形で予定しております。

委員から指摘がありました本人の意思の尊重は、認知症基本計画の部分に入り、その際、高齢者権利擁護の部分との兼ね合いで、両方反映する形で盛り込まれる状況でございます。

【高橋委員】

今の話でも出ていましたが、意思決定支援がとても大切なところだと思っております。ケアマネジャー協会でも、権利擁護イコール虐待対応ではなく、権利侵害、されない権利を守るだけではなく、色々なことができるという積極的な側面も見ていける、それが当たり前の生活、ノーマライゼーションにつながるということで、勉強会を開催させていただいております。

病気や障害の理解や意思決定支援を、今日参加いただいている佐藤さんが所属している社会福祉士会の地域包括委員会で出前講座もされていますので、私たちも申し込みをさせていただきながら勉強会もやっております。

ケアマネジャーだけでなく、介護スタッフや、関係する医療、障害、多職種で同じように共有できるよう、ケアマネという垣根を取り払って一緒に勉強会をしているところです。

私たちの中で少し課題に上がっていたのが苦情対応です。最も身近な権利擁護であるはずの苦情対応が、ハラスメントという言葉の誤った捉え方をしてしまって、本人や御家族からの訴えを、ハラスメントとして、例えばカスハラとして、きちんと受付けてもらえないというような事案も出てきています。そういったところも勉強会に参加させていただきながら、権利擁護セミナーの開催などもお声がけさせていただきながら、全体で勉強会をさせていただいています。

【佐々木委員長】

ありがとうございました。他に御質問や御意見等はございますか

【佐々木委員長】

市民後見人養成研修についての質問となります。概要は先ほど説明を伺い理解したところですが、カリキュラムはどのようにお考えなのかというところをもう少し具体的にお伺いしたいと思います。

参考資料3をみると、時間でいうと約50時間で検討されているということですが、

いつからいつぐらいまでの時期に、どういったカリキュラムを想定されているのかを教えてくださいたいというところが1つ、カリキュラムからすると、色々な講義や研修が入ってくるかとは思いますが、講師をどういった視点で、どういった基準で選んでいくのかについての現時点で事務局のお考えを伺えればと思っております。

【事務局】

今まさに調整中ですので、あくまで見込みということにはなりますが、時期としては令和8年の後半、10月以降に開始をして、年度内に終わるようなスケジュールを考えております。講師につきましては、既に他県や市町村で実施しているところがありますので、そういった先行している自治体の状況なんかも確認しながら、専門職の方が多くなるかと思っておりますけれども、お願いをするような形を考えております。

【佐々木委員長】

ありがとうございます。今の関係で、講師の選定は県で直接、関連団体に打診をするということなのか、それとも研修の実施主体に講師の選定まで任せるといったことでしょうか。

【事務局】

まだ委託先が決まってない状況ですので、委託先次第のところもありますが、完全に委託先にお任せするのではなく、ある程度こちらに関与する形で、例えば、この講義は県内に在住してる専門職の方をお願いをしたいとか、そのような注文をしながら選定していきたいと考えております。

【佐々木委員長】

ありがとうございます。意見ではありますが、この研修で、宮城県の地域性や県の事情にある程度明るい方が講師の中に入らないと、全国的な抽象論、一般論だけでは意図が伝わらないということとか、実情に合わない話になってしまう可能性にも留意していただく必要があるのかなと思っていました。今の説明を伺って、ある程度県でも関与しながら適切な人材を選ぶという趣旨だと受け止めましたので、そういった視点も忘れずに進めていただければと思いました。

【佐々木委員長】

その他に御意見や御質問等ありますか。

【吉川委員】

おそらく市民後見人の養成は、何らか一定のニーズや必要性があって事業化されているかと思いますが、例えばどの位の人数を何年位で養成する、ニーズを満たしていくみたいな想定があるのかということと、あるんでしたら教えていただきたいというところがございます。

目標値を定めるというよりかは、少しでも作って増やしていくというのが趣旨なのかなとも思いながらの質問で恐縮ですけれども、もし計画上、ニーズ分析とか、見通しや計画とか、そういったものがおありでしたら教えていただければと思います。

【事務局】

具体的な目標人数などは今の段階では設定しておりませんが、先行している仙台市においては、養成をして実際後見人についての方というのが年に1人、2人というところですので、県において養成研修を実施して候補者が出たとしても、後見人として活躍される方の人数は多いものではないのかなと考えております。

委員からもお話ありましたように、もちろん、後見人としての活動を念頭においた制度ではありますが、権利擁護に関する人材の育成という部分も大きいと考えておきまして、後見人としての活動だけでなく、例えば日常生活自立支援事業の支援員としての活動ですとか、市町村で実施している権利擁護に関する講演会ですとか、そういった後見人以外の活躍も見込んだ人材ということで養成を考えております。

【吉川委員】

ありがとうございます。目論見は十分理解できましたけれども、後々評価が難しくなるんじゃないかという気が若干してまして、例えば1年後、来年のこの会議で御報告いただいた時に、どういった観点でこれを評価すればいいのかわからないなと改めて思ったところがあります。そういった目論見もあるのであれば、是非、御報告の際にはそういったところも含めて幅広く御報告いただけると、なお意義が分かってありがたいと思います。

【佐々木委員長】

ありがとうございます。今の話に少し関連して、一弁護士としてのコメントにはなりませんが、せっかくの機会なので発言させていただければと思います。

市民後見人をできる人が仙台市と富谷市にしかないというところがまずあって、それ以外の自治体にいないので、それをまず0から1以上にしていこうというところが現場のニーズかなと思っています。

もう少し実質的なニーズの話で言うと、私自身も後見人業務をたくさんやっているのですが聞かえてきますが、仙台市、富谷市以外の各自治体でも後見人のニーズは日々増えています。ただ、なり手がいないというところが大きな問題としてあり、専門職で言うと弁護士や司法書士、社会福祉士が比較的多く対応しますが、どうしても遠隔地になると単純に専門職の数が少ない、親族でできる人がいるかということ、昨今親族で後見人になるなり手も少ないです。そういった時に担い手となる市民後見人をうまく役立てられないかという発想があります。ただ、先ほど申しあげた通り、仙台市と登米市以外は0なので、これをまず0から1にしないと、というところで、県で動いてきた経過があるのかなと私自身は受け止めています。

その評価をどうするのかという指摘は、本当にもっともだなと思って伺ってはおりまして、その観点を忘れてはいけないんだろうとは思いつつ、0から1にするというところが1つのハードルになっていて長年うまくいかなかったところを、県で動いてきたというところがあるのかなと思います。そういったところも踏まえて、来年度の研修がどうなるのかということと、1年後のこういう場でどういった報告がいただけるのかということも注視していきたいと思っています。

【佐々木委員長】

その他に御質問や御意見はありますか。よろしいでしょうか。それでは令和8年度の県の取組の案に関して、皆様から活発な御意見ありがとうございました。

今後の事業執行に当たっては、本日の意見を踏まえてお願いします。それでは委員長

としての進行はここまでとさせていただいて、以後の進行は事務局にお返したいと思
います。よろしくお願いいたします。

【事務局】

佐々木委員長、議事の進行ありがとうございました。また委員の皆様には貴重な御意見
等いただきまして誠にありがとうございました。本日委員の皆様から頂戴いたしました御
意見、御提案を踏まえて取組みを進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろし
くお願いいたします。以上をもちまして令和 7 年度高齢者権利擁護推進委員会を終了いた
します。本日はどうもありがとうございました。

宮城県高齢者権利擁護推進委員会 委員名簿

	委員氏名	現職	備考
1	おの ひさえ 小野 久恵	宮城県老人福祉施設協議会 理事	
2	おぼた かおり 小幡 佳緒里	仙台弁護士会 弁護士	副委員長
3	ささき ゆうすけ 佐々木 悠輔	特定非営利活動法人 宮城福祉オンブズネット「エール」 理事	委員長
4	さとう けんたろう 佐藤 健太郎	一般社団法人 宮城県社会福祉士会 地域包括委員会 副委員長	
5	すずき いくこ 鈴木 郁子	公益社団法人 宮城県看護協会 職能理事(看護師職能Ⅱ)	
6	たかはし としゆき 高橋 利行	特定非営利活動法人 宮城県ケアマネジャー協会 理事	
7	ながさわ えいじ 長澤 栄治	公益社団法人認知症のひとと家族の会 宮城県支部 世話人	
8	さとう ともひろ 佐藤 朋博	仙台法務局人権擁護部第二課 課長	欠席
9	よしかわ ゆうき 吉川 悠貴	認知症介護研究・研修仙台センター 東北福祉大学総合福祉学部社会福祉学科 准教授	

(敬称略、50音順)

宮城県高齢者権利擁護推進委員会 事務局名簿

	氏名	現職	備考
1	さかい けんじ 酒井 健二	保健福祉部長寿社会政策課長	
2	さとう ひろし 佐藤 洋	保健福祉部長寿社会政策課介護政策担当課長	
3	うめざわ たけし 梅澤 健志	保健福祉部長寿社会政策課総括課長補佐	
4	たけふた ともかず 竹蓋 智一	保健福祉部長寿社会政策課課長補佐(地域包括ケア推進担当)	
5	きむら おりえ 木村 織絵	保健福祉部長寿社会政策課 運営指導班 主幹(班長)	
6	おばら ともゆき 小原 知幸	保健福祉部長寿社会政策課 企画推進班 主任主査(班長)	
7	すずき たかあき 鈴木 喬慧	保健福祉部長寿社会政策課 企画推進班 主査	

事務局連絡先

宮城県保健福祉部長寿社会政策課 企画推進班
TEL: 022-211-2536
FAX: 022-211-2596
Mail: choujup1@pref.miyagi.lg.jp